

住民税均等割非課税世帯への 応援給付金（追加分）のご案内

●令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯等応援給付金（追加分）**1世帯あたり7万円**は、令和5年12月1日時点で明日香村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税である世帯を応援する給付金です。

支給対象と申請の有無

- ① 世帯全員の令和5年度「**住民税均等割非課税**」の世帯で『物価高騰応援給付金（3万円）』を受給した世帯



申請不要です

上記の給付金を支給した口座へ給付金を振り込みます。

※ただし、本給付金の支給を辞退する方または振込先の変更を希望する方は申出が必要です。

- ② 令和5年7月2日以降に明日香村へ転入してきた方を含む世帯や所得未申告の世帯

（明日香村が世帯の課税状況を把握できない世帯）



申請が必要です



申請書を送付しますので、必要書類を添付して住民課へ提出してください。

【添付書類】・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し
・振込口座の通帳の写し
・課税状況のわかる書類

※令和5年7月2日以降に転入された方は、令和5年1月1日現在の所在地（課税地）で「非課税証明書」を取得し添付してください。

- ③ 支給対象世帯であるが『物価高騰応援給付金（3万円）』を受け取っていない世帯



申請が必要です

申請書を送付しますので、必要書類を添付して住民課へ提出してください。

【添付書類】・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し
・振込口座の通帳の写し
・課税状況のわかる書類

※物価高騰応援給付金（3万円）につきましては、受付期間が終了しているため支給は行っておりません。



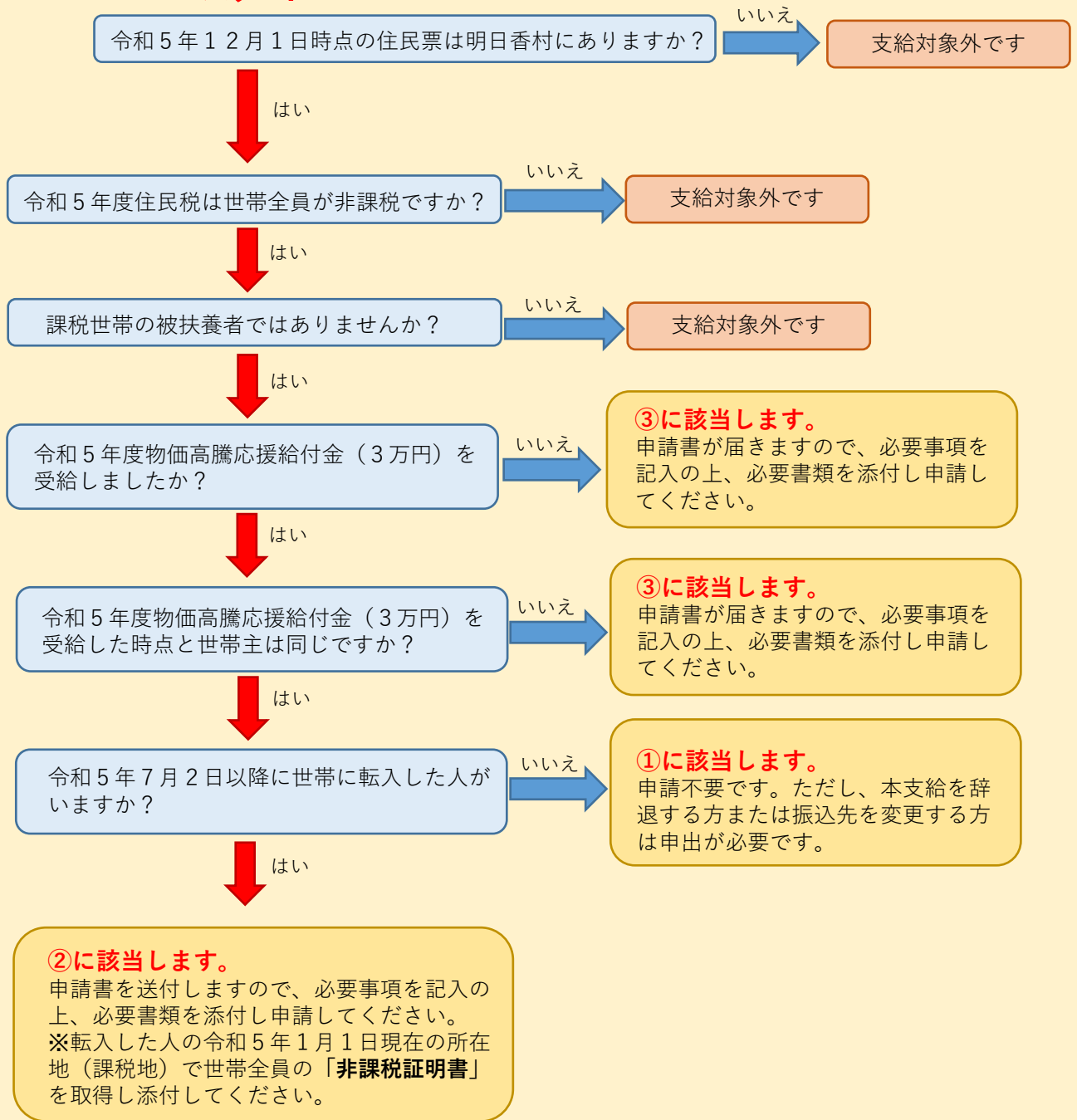
申請が必要な世帯の申請期限
令和6年3月29日（金）まで

お問い合わせ

明日香村役場 住民課 給付金担当

☎0744-54-2282（直通）

スタート



※本給付金の支給対象世帯となる世帯で、申請書等の書類が届かない世帯は、住民課までお問合せください。

☎0744-54-2282（直通）

※本給付金の対象世帯の子育て世帯に対する給付金（5万円）については、別途ご案内いたします！